

令和元年度 第2回 仙台市中央卸売市場

水産物部・青果部・花き部・食肉部取引委員会 議事録

開催日時	令和2年1月30日（木）10時00分～10時40分
開催場所	仙台市中央卸売市場管理棟3階会議室
出席委員	別添名簿のとおり [19名]
欠席委員	〃 [6名]
事務局	中央卸売市場長、管理課長、業務課長、食肉市場長、 業務課主幹兼花き場長、業務課主幹兼水産青果係長

会議録

1 開 会

2 開設者挨拶

中央卸売市場長より挨拶

3 議 事

取引委員会の規定により委員長が議長となるが、4部門合同での開催となることから水産物部、青果部の委員長である西川委員長を議長にお願いすることを事務局から提案し、委員全員の承諾を得る。

<議事録署名人の選出>

西川委員長により議事録署名人に本郷光輝委員、門田巧委員、川村圭一委員、今井由美子委員を指名。

(1) 仙台市中央卸売市場令和元年起扱高（速報）について・・・資料1

事務局（業務課長）より資料1に基づき、水産物部、青果部、花き部、食肉部、関連事業の令和元年起扱高（速報）について、取扱金額及び取扱数量を前年比も含め説明。

《委員からの質問等無し》

(2) パブリックコメントの手続きの実施結果について・・・資料2

事務局（管理課長）より資料2に基づき、パブリックコメントに寄せられた意見（4件）と本市の考えについて下記のとおり説明。

管理課長：

昨年12月6日から今年の1月5日にかけてパブリックコメント手続きを実施いたしました。市役所・区役所等の窓口へ資料を配置し、仙台市

ホームページへ意見募集の記事を掲載したほか、市場内での掲示、さらに出荷者の方からもご意見を頂くという観点から、卸会社の皆様にもご協力頂き、卸会社のホームページに仙台市のホームページへのリンクを掲載して頂いたり、売買参加者からもご意見を頂く観点から、商業組合の事務所に資料を掲示して頂くなど、ご協力を頂きました。この場をお借りして御礼申し上げます。

資料1に基づき説明をさせていただきます。期間中に寄せられた意見は4人の方から4件ございます。意見の数が少なかったため、意見全文を資料1の裏面左側に掲載し、右側にそれに対する本市の考えをまとめております。

上から3件は、これからの仙台市場への期待も込められた意見を頂いており、開設者だけでなく場内関係者の皆様と一緒に、市場内の秩序を維持しながら取引を活性化して参りたいという思いから、本市の考えを記載させていただいております。

また、条例改正に反対するという意見から始まる1件でございますが、民営化等に反対する抽象的な意見であり、具体的に取引ルールに触れているものではございませんでした。

総括といたしまして、表面の4番にまとめさせていただきましたとおり、「パブリックコメント手続きにより集まった意見のうち、3件については、これまで検討を重ねてきた条例改正の方向性に変更を求める内容ではなく、1件の業務条例改正に反対する意見については、業務許可の条件として現行の取引ルールを踏襲することで、市場本来の価格形成機能や安定供給機能を損なうことはないと考えることから、これまで通り同じ方針で条例等改正の検討を進めていくこととしたい。」と考えております。説明は以上です

西川委員長：ありがとうございます。只今、ご説明頂きましたパブリックコメントの実施結果について、何かご質問、ご意見はございますか。

《委員から意見・質問等》

岩沼委員：これらの意見は全て匿名ですか。

管理課長：住所とお名前の記載はございます。

岩沼委員；それらは、資料に載せていないのですね。

管理課長：こちらの資料には控えさせていただいております。パブリックコメントの意見を頂いてご説明をする場合は、内容と仙台市の考え方を載せるというのが一般的でございます。仙台市場のパブリックコメントについても、仙台市の通常のパブリックコメントと同様に取り扱いをさせていただいております。

西川委員長：その他、何かございますか。

《委員からの質問等無し》

西川委員長：それでは、次に仙台市中央卸売市場業務条例改正案、仙台市中央卸売市場業務条例施行規則改正修正案について、一括で事務局から説明をお願いします。

(3) 仙台市中央卸売市場業務条例改正案、(4) 仙台市中央卸売市場業務条例施行規則改正修正案について・・・資料3 ～ 資料4

管理課長：今回の条例改正案は、先月の市場運営協議会、市場取引委員会を開催し意見を頂戴した上で、現在、法制部門と調整を図っている案となります。法制部門との調整は続いておりますが、内容についてということではなく、文言の修正について行っており、条例の改正案としては、最終段階にきていると認識しております。

また、施行規則の修正案は、今回の条例案を反映させた案となっております。今後、法制部門に条文ごとの審査を受ける予定となっております。

ご質問やご意見などは、条例改正案、施行規則改正修正案の説明が終わった後、まとめてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

資料3の業務条例改正案について説明いたします。3列の新旧対象表形式となっており、左側の列に現行の条例、中央の列に改正案、右側の列に現行と修正案の変更点の説明を記載させていただいております。なお、変更点の説明は前回の委員会から変更のあった部分に網掛けをしております。これまで説明させていただいている点や軽微な変更点の説明は省略させていただき、網掛けされている前回からの変更点を中心にご説明を申し上げたいと思います。

《資料3の説明箇所》

- ・ P. 1 第2条（定義）
- ・ P. 2 第3条（市場名称、位置及び面積）
- ・ P. 3 第5条（休場日等）
第9条（卸売業者の数の最高限度）
- ・ P. 4 第10条（卸売業務許可）
- ・ P. 19 第49条（市場外にある物品の卸売に係る届出）
- ・ P. 32 第82条（市場運営協議会）
第83条（市場取引委員会）

引き続き、資料4の業務条例施行規則改正修正案について説明いたします。4列の新旧対象表形式となっており、左側の列に現行の施行規則、左から2番目の列に前回の施行規則改正素案、その右の列が今回の修正案、一番右の列が前回の改正素案から今回の修正案で変更となっている部分の説明を記載させていただいております。これまで説明させていただいている点や軽微な変更点の説明は省略させていただき、一番右の説明欄に説明のある点を中心にご説明を申し上げたいと思いません。

資料4 仙台市中央卸売市場業務条例施行規則改正修正案に基づき、下記の項目について説明

《資料4の説明箇所》

- ・ P. 3 第4条（卸売業務許可の申請書）
第5条（卸売業務許可の条件）
- ・ P. 10 第14条（仲卸業務許可の申請書）
- ・ P. 22 第42条（市場外にある保管場所の届出等）
- ・ P. 26 第49条（委託手数料に係る率の届出）
- ・ P. 30 素案第63条（組織）__市場運営協議会
- ・ P. 32 素案第71条（組織）__市場取引委員会
- ・ P. 37 附則（経過措置）

西川委員長：ありがとうございました。資料3の改正案と資料4の改正修正案について、説明頂きましたが、少しご覧いただいてご意見、ご質問等を頂ければと思います。

《委員からの質問等無し》

西川委員長：それではご意見がございませんので、本日の委員会については議事録をもって開設者、各委員の方への報告といたしたいと思います。以上で議事については終了となりますが、その他各委員から何かございますか。無いようなので事務局にお返しいたします。

事務局：西川委員長、ありがとうございました。以上を持ちまして令和元年度第2回仙台市中央卸売市場水産物部・青果部・花き部・食肉部合同の取引委員会を終了いたします。

5 閉 会